

人3第1634号
6. 3. 24
一部改正 人厚第1591号
10. 3. 23
一部改正 人厚第3357号
18. 3. 31
一部改正 防人計第1634号
19. 1. 9
一部改正 人制第2749号
19. 3. 20
一部改正 防人給第3885号
26. 3. 25

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

人 事 局 長

幹部候補者である自衛官の号俸の決定の特例について（通知）

標記について、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の8の規定に基づき、下記のとおり定められ、平成6年4月1日から実施することとされたので通知する。

なお、幹部候補者たる自衛官の俸給月額の決定の特例について（人3第3179号。60. 6. 24）は廃止されたので、併せて通知する。

記

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第3条第4項及び第5項の規定により陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任した自衛官のうち、昇任した日の前日に受けていた号俸による額が防衛省職員給与施行規則（昭和44年総理府令第45号）第1条第1項第1号に規定する額に達しない者の当該昇任後における俸給月額は、同号及び同規則第2項の規定による額とする。